

2026年7月7日

各 位

会 社 名 株式会社エム・エイチ・グループ
本社所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目4-4
代 表 者 代表取締役会長兼執行役員社長 朱 峰 玲 子
(コード：9439 東証スタンダード)
問 い 合 せ 先 専務取締役兼執行役員経営企画担当 家 島 広 行
(T E L) 0 3 - 5 4 1 1 - 7 2 2 2

第三者割当による新株式発行に係る払込の一部完了のお知らせ

当社が2026年5月22日付開示資料「第三者割当による新株式発行及び第2回新株予約権の発行並びに主要株主及びその他の関係会社の異動（見込み）に関するお知らせ」にてお知らせした2026年5月22日開催の取締役会にて決議した第三者割当による新株式発行（以下「本第三者割当」といいます。）について、本日、本第三者割当の割当予定先7名のうちMuch Harvest Investment Limited及びREGROWTH 2号有限責任事業組合の2名による払込手続きが完了したことを確認しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本第三者割当の払込期間は、2026年5月22日付開示資料「第三者割当による新株式発行及び第2回新株予約権の発行並びに主要株主及びその他の関係会社の異動（見込み）に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、2026年7月7日から7月24日までとなっております。

また、本第三者割当の割当予定先のうちMuch Harvest Investment Limited及びREGROWTH 2号有限責任事業組合を除いた5名（Shiny Trade Development Limited（懋輝発展有限公司）、TF Baichuan Series SPC、Zorya Investment Global Limited、Nihonbashi Strategic Equities Fund及び投資事業有限責任組合 Japan Innovators I）の払込についても、本第三者割当に係る払込手続きの完了を確認次第、別途、開示を行う予定です。

そして、本第三者割当の詳細につきましては、2026年5月22日付「第三者割当による新株式発行及び第2回新株予約権の発行並びに主要株主及びその他の関係会社の異動（見込み）に関するお知らせ」をご参照下さい。

記

1. 第三者割当による新株式の発行に係る払込の一部完了について

① 払込期日	2026年7月7日	
② 発行新株式数の種類・数	普通株式 1,115,200株	
③ 発行価額	1株につき243円	
④ 発行価額の総額	金 270,993,600円	
⑤ 資本組入額	1株につき122円	
⑥ 資本組入の総額	金 136,054,400円	
⑦ 募集又は割当方法	第三者割当の方法による	
⑧ 割当先及び割当株数	Much Harvest Investment Limited	617,300株
	REGROWTH 2号有限責任事業組合	497,900株
⑨ 発行新株式数の発行済株式に対する割合	8.74%	

2. 本第三者割当による発行済株式総数及び資本金の額の推移

増資前発行済株式総数	11,642,100株	(増資後の資本金の額 215,600,000円)
増資による増加株式数	1,115,200株	(増加する資本金の額 136,054,400円)
増資後発行済株式総数	12,757,300株	(増資後の資本金の額 351,654,400円)

(参考) 2026年5月22日付開示資料「第三者割当による新株式発行及び第2回新株予約権の発行並びに主要株主及びその他の関係会社の異動(見込み)に関するお知らせ」にてお知らせした本第三者割当の概要

① 払込期間	2026年7月7日(火)から2026年7月24日(金)まで	
② 発行新株式数	普通株式 6,176,900株	
③ 発行価額	1株につき243円	
④ 調達資金の額	1,500,986,700円	
⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、下記のとおり割り当てます。	
	Shiny Trade Development Limited (懋輝発展有限公司)	2,057,600株
	TF Baichuan Series SPC	1,234,600株
	Zorya Investment Global Limited	946,500株
	Much Harvest Investment Limited	617,300株
	REGROWTH 2号有限責任事業組合	497,900株
	Nihonbashi Strategic Equities Fund 投資事業有限責任組合Japan Innovators I	411,500株
⑥ その他	<p>・本第三者割当は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していること、本第三者割当の実行に際して必要となる外国為替及び外国貿易法に基づく必要な手続きが完了していること等が全て満たされていることを条件としておりますが、当該手続きが完了する時期を確定することができないため、払込期間を設定し、当該払込期間を払込期日として記載しております。</p>	

以上